

和泉市上下水道告示第16号

和泉市水道料金等徴収業務その他業務の委託に関する規程（平成22年和泉市水道規程第4号）第5条第1号の規定により、平成30年度徴収受託者の主たる事務所の所在地等を次のとおり告示する。

平成30年6月1日

和泉市長 辻 宏 康

1. 徴収受託者の主たる事務所の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人 舘野法律事務所
代表者 弁護士 舘野 完

2. 委託期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

3. 委託範囲

水道料金等の未納者に対する債権回収業務

4. 備考

領収印なし